

中野区教育委員会会議録

平成28年第15回定例会

平成28年6月17日

中野区教育委員会

平成28年第15回中野区教育委員会定例会

○日時

平成28年6月17日（金曜日）

開会 午前10時00分

閉会 午前11時12分

○場所

中野区役所5階 教育委員会室

○出席委員

教育委員会教育長 田辺 裕子

教育委員会委員 田中 英一

教育委員会委員 小林 福太郎

教育委員会委員 渡邊 仁

○出席職員

教育委員会事務局次長 横山 俊

教育委員会事務局副参事（子ども教育経営担当） 辻本 将紀

教育委員会事務局副参事（学校再編担当） 板垣 淑子

教育委員会事務局副参事（学校教育担当） 石崎 公一

教育委員会事務局指導室長 杉山 勇

教育委員会事務局副参事（子ども家庭支援センター所長） 神谷 万美

教育委員会事務局副参事（保育園・幼稚園担当） 小山 真実

教育委員会事務局副参事（子ども教育施設担当） 浅野 昭

○書記

教育委員会事務局教育委員会担当係長 金子 宏忠

教育委員会事務局教育委員会担当 立花 加奈子

○会議録署名委員

教育委員会教育長 田辺 裕子

教育委員会委員 小林 福太郎

○傍聴者数

7人

○議題

1 協議事項

(1) 教育長の臨時代理による事務処理の指示について

2 報告事項

(1) 教育長及び教育委員活動報告

① 6月14日 平成28年度保育園・幼稚園・小学校連絡協議会

(2) 事務局報告

① 第三中学校・第十中学校統合新校校舎等整備基本構想・基本計画（案）について（子ども教育施設担当）

② オリンピック・パラリンピック教育の推進について（指導室長）

③ 平成27年度中野区子ども家庭支援センター相談実績等について（子ども家庭支援センター所長）

○議事経過

午前10時00分開会

田辺教育長

おはようございます。定足数に達しましたので、教育委員会第15回定例会を開会いたします。

本日の会議録署名委員は、小林委員にお願いいたします。

本日の議事は、お手元に配付の議事日程のとおりです。

それでは、日程に入ります。

<協議事項>

田辺教育長

協議事項「教育長の臨時代理による事務処理の指示について」を協議いたします。

初めに、事務局より説明をお願いいたします。

副参事（保育園・幼稚園担当）

それでは、「教育長の臨時代理による事務処理の指示について」、ご説明をいたします。

こちらにつきましては、5月20日の第12回定例会におきまして、中野区幼稚園条例の一部改正について議決をいただいたところでございます。

このことに伴いまして、条例施行規則の一部改正が必要になってございます。

中野区教育委員会の権限に属する事務の臨時代理に関する規則第2条第1項第2号に基づきまして、教育長の臨時代理による事務処理の指示をお願いするものでございます。

「1. 指示を受ける内容」でございますけれども、平成28年中野区議会第2回定例会に上程中の議案に関連いたします中野区幼稚園条例施行規則の一部改正についての事務処理でございます。

改正規則の内容でございますけれども、条例の第2条、こちらにつきましては、多子世帯の保育料の軽減に関する変更を規定している部分でございますけれども、この保育料の算定方法に変更があった場合は、保育料を変更できることを規定する。

次のイでございますけれども、上記アの変更及び保育料の更正を行った場合は、既納の保育料の還付ができることを規定するものでございます。

新旧対照表につきましては、別紙でお付けしてございます。第7条、それから第11条の(2)、(3)、附則を変更するものでございます。

施行日につきましては公布日となります。

次に「2. 指示を受ける理由」でございます。上記の規則の一部改正に当たり、関連する条例案の可決後、速やかに教育委員会の議決が必要となります。事務処理に当たりましては、教育長の臨時代理による事務処理をあらかじめ教育委員会から指示を受ける必要がございます。

来週の金曜日、教育委員会を開催する予定でございますけれども、今後のスケジュールといたしまして、6月20日に関連する条例案の議決を予定してございます。その後、教育長の臨時代理による事務処理を行いまして、改正規則の公布及び施行をしたいと考えているところでございます。

7月1日の教育委員会定例会におきまして、教育長の臨時代理による事務処理の報告をさせていただきたいというふうに考えております。

説明は以上でございます。

田辺教育長

それでは、各委員からご質問、ご発言がありましたらお願いいたします。

よろしいですか。

それでは、本件に係る規則改正につきましては、教育長の臨時代理による事務処理を指示することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

田辺教育長

ご異議ございませんので、本件につきましては、教育長の臨時代理による事務処理を指示することに決定いたしました。

<報告事項>

<教育長及び委員活動報告>

田辺教育長

続きまして、報告事項に移ります。教育長及び委員活動報告をいたします。

事務局から一括でお願いいたします。

副参事（子ども教育経営担当）

それでは、一括してご報告いたします。

6月14日、平成28年度保育園・幼稚園・小学校連絡協議会に、田辺教育長が新井小学校、中野神明小学校に、小林委員が中野神明小学校に、渡邊委員が新井小学校にそれぞれご出席されました。

以上でございます。

田辺教育長

各委員から、補足、質問、その他の活動報告がございましたらお願いいたします。

小林委員

今、報告がありました保育園、幼稚園、小学校の、いわゆる保幼小連絡協議会、中野神明小学校のほうにお伺いいたしましたが、この保幼小の連絡協議会、中野区としてはかなり前から、先駆的に取り組んでいたものです。今回もお伺いして、非常にそれぞれの先生方が熱心に子どもたち、また保護者とのかかわりについてなど、いろいろお話しをされていました。

八つの分科会に分かれていましたけれども、どれも非常に内容の濃いものだったと思います。やはり印象的なのは、幼少期にスポットを当てても、保育園、幼稚園、小学校のそれぞれの立場で微妙に違いがあるということをお互いにその違いをわかった上で共有していたという点で大きな成果があったのかなと思います。更に引き続き継続していただければと思いました。

以上です。

田辺教育長

ありがとうございました。

そのほかにもございますでしょうか。

渡邊委員

私も6月14日に、保幼小連絡協議会、新井小学校に伺ってまいりました。昨年度も伺わせてもらったので、今回で2回目です。

今回は、「家庭との連携を図る」ということが目標で、協議の内容は、子どもの成長につながる連携のあり方について、今必要な家庭への発信というようなテーマで行われました。

その中で、「成長の姿を伝える」、「教育内容や活動の意味を伝える」、「発信の工夫や配慮」という三つのテーマで話し合いが持たれました。

その中で具体的な例として、「成長の姿を伝える」というテーマの中で、司会の方がどのような場面で、どのような姿を伝えていくべきかということについて、けんかの事例を用いて、話し合いが始まり、話をまとめたという形です。

次は、「学びの内容や教育活動の意味を伝える」というところですがけれども、こちらは、園や学校での教育内容や活動を、どのような面でどのように伝えていくべきかということ

について話し合いが持たれました。

これについては、色水遊びの場面から検討していこうということで、それぞれの子どもたちが、一つのものを使っていろいろな形で表現していくというのを、事例を挙げて話し合いが持たれました。

最後は、「発信の工夫や配慮」。何を、どのように伝えていくと効果的なのかということについて話し合われました。これは、具体的な取組のヒントを伝えるということで、親子の運動遊びを紹介して話を進めております。

こういった事例も、ある程度資料のパンフレットの中で事例として取り上げて、その内容を読んでから話し合いがスタートしていくような形です。

今回、新井小学校では、約20人の1分科会が、この教育委員会のような形で、司会を真ん中に、円陣を組むような形で話し合いが持たれました。教室で、講義形式ではなく、対話方式になっておりました。大体20名で、分科会は9分科会に分かれております。

時間としては1時間30分を予定して行われていたわけですが、9分科会あると、一つの分科会に10分ぐらいしかいられないのです。予定があったので、スタートのときから参加できなかったものですから、時間に遅れてからの参加になってしまったので、そういう意味では、約7～8分ぐらいしか聞けませんでした。

また来週も、この保幼小連絡協議会があるので、今度は時間を半分ずつに分けて、一つの分科会にずっと張りついて内容を聞こうと思います。飛び回っていくと、どうしても全体的にどんな話が行われたのかとか、そういった実況がなかなかできません。

10分間いる中でも、とても印象的なことが幾つかありました。

例えば保育園・幼稚園の子どもたちは、靴を履くときに座って履くのだそうです。けれども、小学校に入ってから、げた箱で座って靴を履くことはありません。そういうようなことで、時間のロスとか場所の確保について、昨年度申し上げたら、ある幼稚園はそれに取り組んでくれて、今回、入学したときに非常にスムーズに子どもたちの移動や、活動ができたということです。

たったそれだけのことなのですけれども、年長さんになったら座ってではなく、立ったまま靴が履けるようになるといった取組は、意外に気付かなかったというようなお話もありました。

あと、習慣についてお話されました。家庭との問題があったので、学校と家庭との習慣の話で、小学校の先生からのお話だったのですけれども、例えば文字だとかそういうもの

は、学校に入れば2カ月で教えることができますが、文字だとか、計算だとかを先倒しに取り組んできても、生活習慣のようなほかの部分にしっかりと取り組んでこないと、やはり学校に入ってから2カ月で直せない。

そういうような形で、取り組むものをしっかり考えて取り組んでいただいたほうがより効果的なのです。ですから、文字などの先取りをするよりは、そういった生活習慣、特に食べる習慣をしっかりとつけるべきだということです。食べる習慣だとか、給食や、好き嫌い、偏食など、そういうようなものというのは、学校で修正するにはなかなか難しいものがあるというふうなお話をされていました。

どうしても10分程度だと1人の発言ぐらいいしか聞いてこられなかったのですけれども、回っている間の中にも、いろいろと皆さんの中に気付くことが多くあったように思います。

そういった形で、自分たちが感じたことを皆で話し合う。そこで発表して、それを皆さんが聞いた時点で、自分の中でそうなのかという気付きや、対策をいろいろと考えられたのではないかというふうに思っております。

こういった取組が、中野区で進めている就学前教育プログラムを充実させていくのに重要ではないかというふうに感じておりました。

次回は、もう少し1分科会に張り付いて、内容をじっくり聞いて、自分も参加はできませんけれども、傍聴してこようかなというふうに思っております。

以上です。

田辺教育長

ありがとうございました。

そのほかにございますか。よろしいですか。

<事務局報告>

田辺教育長

続いて事務局報告に移ります。

事務局報告の1番目「第三中学校・第十中学校統合新校校舎等整備基本構想・基本計画（案）について」の報告をお願いします。

副参事（子ども教育施設担当）

それでは、「第三中学校・第十中学校統合新校校舎等整備基本構想・基本計画（案）について」、ご報告させていただきます。

なお、この件につきましては、6月3日の当委員会におきまして、「第三中学校・第十中

学校統合新校校舎の整備」という題で、内容の説明をさせていただいております。

そのときには図面がまだ整っておりませんでしたので、本日はその図面のところの説明を中心に、今後の取組等について報告させていただきたいと思っております。

それでは、資料の24ページをお開きください。第三中学校・第十中学校の統合新校につきましては、基本的に中学校の統合校と、それからこの第十中学校の敷地をうまく活用しまして、(仮称)総合子どもセンター、それから(新)教育センター、図書館を併設するという、複合型の施設を計画しているものでございます。

基本的な配置でございますが、校庭を敷地の東側に、校舎または複合施設を敷地の西側と南側のL字型の建物の形として考えてございます。それをベースにしまして、三つの案を設けております。

なお、体育館につきましては、当初、現在の第十中学校と同等程度の体育館を想定しておりましたが、中学校のほうからバレーボール競技大会など学校対抗の競技大会が可能な広さが欲しいと。具体的に申しますと、バレーボールコート2面を取れて試合ができるような広さがほしいということもありましたので、体育館につきましてはそれを想定してやや大きめの、大体中野中学校と同等程度の体育館を想定してございます。

それでは、まず、25ページの案1でございます。こちらは、学校の部分を山手通り沿いの西方に配置いたしまして、南方に複合施設でございますが、まず敷地全体で生徒の出入り口を設けまして、現在は山手通り沿いのやや北側にございますが、こういう配置でございます。

それからまた、第三中学校から生徒が通ってくるのがふえますので、出入り口を敷地の北側及び東側のあたりに設けてみてはどうかという案でございます。

それから校庭のところ、25ページの図は1階部分でございますが、校舎と、それから複合施設の間があいてございます。これは、1階部分を通り抜けできるようにしまして、校庭を使って生徒がランニングなどをできるような形を想定しているものでございます。

それから校庭のところは、ほぼ150メートル程度のトラックにしております。

それから南側の複合施設でございますが、1階部分、25ページが1階部分でございますが、1階部分にこの案では武道場、こちらは半地下でございます。天井の高さが通常の建物よりも少しとらなければいけませんので、逆に半地下の形にしております。

それから1階の南側の東寄りに、総合子どもセンターを配置するものでございます。したがって、この案では総合子どもセンターの入り口は敷地の東側のほうに設けてはど

うかというものでございます。

逆に、図書館は敷地の西側の山手通り沿いから入る入り口を想定してございます。

26 ページが2階以上から上の階の配置でございますが、2階の部分、この案では2階に総合子どもセンターを持っていきまして、3階に体育館、4階、5階と吹き抜け、6階部分が屋根というものでございます。

図書館につきましては、L字の西南角の4階、5階、6階の部分に図書館を配置するという案でございます。

次に28 ページでございます。案2でございます。こちらは、まず学校部分につきまして、案1と少し変更してございます。まず廊下を案1よりも広くとりまして、廊下の真ん中に、例えば小規模の部屋やトイレを配置して、少し幅を持たせたものでございます。その分校庭は、案1に比べますとやや狭くなってしまいます。

生徒の入り口は案1と同様、北側と東側を想定してございます。

この案2では南側に複合施設を、その1階部分に図書館を持ってくるものでございます。そうしますと案1と異なりますのは、入り口について図書館と総合子どもセンターを敷地のやや南側に並べる形で入り口を設けるものでございます。

それから29 ページ、30 ページが2階以上の部分でございますが、1階に図書館を持ってきておりますので、2階の部分に図書館、それから3階の部分に武道場と体育館を持ってきているものでございます。

それからこれは逆に、総合子どもセンターを4階、5階、6階の上のほうに持ってきているものでございます。

次に、案3でございます。こちらは校舎の配置、それから生徒の入り口は案2と同様のものでございます。違いは、こちらは1階部分に武道場を持っていきまして、これは半地下でございます。スロープを設ける形での半地下を想定してございます。

それで、体育館を2階の南のほうに持っていきまして、2階の西南角のところから総合子どもセンターを2階、3階、4階というふうな形で配置をしております。

それから、5階から8階まではこの場所は建築が可能ということですので、5階、6階、7階、8階につきまして図書館を配置するという案でございます。

次に34 ページ、これは工事計画でございます。まず最初に現校舎の解体を行ったのち、新校舎の建設、それから校庭整備という順番で工事を行っていくものでして、工程の予定表は以下のとおりになってございます。

それから 35 ページ、36 ページでございますが、今後の留意事項でございます。これにつきましては、先だって6月3日の当委員会で教育委員の先生方からもいろいろご指摘いただいた部分を盛り込んで、今後の留意事項ということで検討を進めていきたいと思っております。

例えば配置計画につきましては、学校、図書館、総合子どもセンター、そういった機能がわかりやすいような外観計画などを考えていく予定でございます。また高度利用、これはまだもう少し高度利用ができる部分があるのではないかとということもありまして、引き続き検討を続けていく考えでございます。

また、校庭に150メートルのトラックを取りましたが、やはりほかのスペースがまだ余り、逆に確保できていないということがありますので、150メートルトラックということにあまりとらわれずに、有効な校庭の配置ということも考えていきたいと思っております。

また校舎内、これも比較的余裕が持てるようなフリースペースなどの設置ということも、今後、また細かい点の配置を決めていく中で配慮していきたいというふうに考えております。

また平面計画につきましても、各施設の運営の仕方、これは前回は職員室の位置についてのご指摘もありました。学校の安全性、また生活指導面のいろいろな部分を想定しまして、配置をどういうふうにするか、それについても、今後、検討していきたいと思っております。

また校庭の整備に当たりましても、冬期については少し、霜などの影響があると聞いております。今後の新しい学校についても、そういった対策等を配慮した検討を進めていきたいと思っております。

それから、あと設備計画につきましても、図書館が併設されますので、図書館と体育館の防音対策、そういったものについて十分な配慮をしていきたいと考えております。

以上のようなものを含めまして、今後また検討を進めてまいります。今現在の予定でございますが、今月末、6月30日、それから7月2日、7月4日に地域のほうで意見交換会を行って、いろいろなご要望等も承ってきたいと思っております。

また、もう既に行っておりますが、各地区町会の町会長会議でもこの案をお示しして、今後、意見交換会などでも意見を述べていただきたいと伝えているところでございます。

こういった意見交換会、また学校、それから教育委員会内部とのいろいろな意見調整を踏まえまして、8月末に基本構想・基本計画を策定いたしまして、それに基づきまして、

今年度の下半期から基本設計・実施設計を来年度にかけて行う予定でございます。

それをもとに、平成 30 年度、31 年度に第十中学校の解体、校舎の建築工事を行いまして、平成 32 年度から共用開始という予定でございます。

なお、統合に伴いまして、その間、第三中学校・第十中学校の統合新校は第三中学校のほうで平成 30 年度、31 年度スタートいたします。現在、第三中学校はそれに備えまして、改修工事を常時行っているところでございます。

報告は以上でございます。

田辺教育長

ただいまの報告につきまして、各委員からご質問等ございますでしょうか。

田中委員

校舎が案 1 では幅が狭くて長いのが、案 2 と案 3 では幅が広がっているという違いがあると思うのですが、これは大分広くなることで、学校現場としては使いやすさがかなり増えるというようなことが考えられるのでしょうか。

副参事（子ども教育施設担当）

やはり、現在、中野中学校がこの案よりもっと広い廊下を持っております。それを見ますと、比較的生徒さんの余裕というのですか、そういう部分はあると聞いてございます。

また、今回、この廊下を少し幅広く取ることと、吹き抜けなども設けることで、校舎自体のゆとりというのでしょうか、そういったものも生まれるのではないかと考えております。

田辺教育長

よろしいですか。

ほかにございますでしょうか。

渡邊委員

教育委員の立場からというような形で申し上げさせていただければ、学校の部分につきましては、やはりデザイン性よりは機能性を追求したものを造っていただきたいなというふうに考えております。

都内ですから、敷地があって建てられる広さ、そういったものについては、ある程度決まりがあって、これは質問なのですけれども、建ぺい率だとか容積率、この辺についてもぎりぎりの線なのでしょうか。

副参事（子ども教育施設担当）

そのとおりでございます。

渡邊委員

やはり、そうなると、この建物の大きさの中にどうやって工夫を出すかという形で行われるわけですが、リアルワールドというか、実際に考えているよりは現場の考え、本当の事実がどうなのかということが重要になると思います。

例えば、障害者の件につきましても法律が今年から変わって、障害者のトイレは、実際に使っている人からすると、使い方が悪いとか、こういうことは直してほしいといったことがあるようですので、本当に現場で使わなければいけない人たちの声というのは重要になるのではないかと思います。

やはり、この統合新校を建てたら、恐らく 50 年間は変わらないわけですから、そういった意味で細部にこだわって検討していただきたい。

その点については、例えば教員たちが使っていく上で職員室がどこの辺りにあるのがいいのかというその話も出ましたけれども、ただアンケートをとるというよりはチームを組んでしっかりヒアリングをして、新たに建てた中野中学校の反省なども明確にした上で、それに取り組んでいただきたいと思います。

この資料の中にも、生徒たちのアンケートをとったような質問が、56 ページぐらいから出ているわけですが、こういったアンケートをとったら、やはり大きなプロジェクトですから一つ一つの項目について、これはクリアできたのか、できていないのか、対応すべきことではないとか、一つ一つ検証していただかないと、こういうアンケートをとりました、それでこんな意見がありましたと発表するだけではなくて、生徒たちの言葉を一つずつ拾い上げていく作業をやられているとは思いますが、改めてぜひやっていただきたいというふうに思っております。

よろしく願いいたします。

田辺教育長

よろしいですか。

ほかにございますでしょうか。

小林委員

先日もいろいろお話しをさせていただいて、今、副参事からいろいろと細かくご説明をいただきましたが、やはり切りがないというところもある中で、できるだけいいものということだと思っております。

細かく言うと、学校と区の施設を複合的に造るということですので、できるだけ両者を暗に分けるのではなくて、一体的な造り方を目指すことが私は大事かなと思うのです。

通常、学校とこういう施設は分けましょうとか、管理上区分しましょうという考えが、よくあると思うのですが、そうではなくて、学校の図書室とそれから地域の図書館を一体的に造ってしまうとか、そういうことが大事かなと思うのです。

例えば、高齢者施設と中学校を一緒にしているようなところも、ほとんどの中学生が、休み時間も昼休みも放課後も、行き来を自由に行っている。そういう中で高齢者と触れ合うという、教育的な効果を上げているところもありますので、もちろん管理上とか安全上の仕切りというのは大事なのですが、特にこの案の中でも学校の図書館と地域の図書館を並べて造っている案もありますので、ぜひそういう方向を少し考えていただきたいと思います。

それからこの前もお話ししましたが、やはり校庭ですね。これも切りがないのですが、やはり東側、ほとんどトラックと塀が一体的ですよね、結局、これでは、運動会とか学校行事とか、本当に使い勝手が悪いわけです。だから、要するに東側の道路側にもスペースを少しでもずらして、工夫をして、周りに人が囲んで座れるようにできると良いと思います。ただ150メートルトラックを造りましたというのでは、学校の施設としては意味がないわけです。

本当は西側の校舎は3層というか、真ん中を広く取ったほうが良いとは思いますが、どちらが良いのかということは、やはり判断していかなければいけないかなと思うのです。

それから職員室が1階なのか、2階なのかというのは、いろいろと議論が分かれるところだと思いますし、先生方にも慣れというものもありますけれども、やはり、管理上考えたときに、特に中学校の場合は、できるだけ2階とか真ん中で、下と上と両方を見られるような状況のほうが私はいいかと思います。小学校は比較的1階に置くケースが多いのですが、そういうことも踏まえて考えるべきかと。

それからこの前もお話ししたと思いますけれども、校庭が人工芝であるのが、中野中だけということでしたけれども、一足制にすることで、昇降口の部分を有効活用できるわけです。ですから、生徒も教師も、保護者も地域の人、少し学校の校舎に対しての意識を変えていくような、そういうことが必要ではないかと思うのです。

まだ中野区には一足制の学校は一つもないと思うのですが、区によっては、もう一足制

の学校のほうが多いというところもありますので、前にもお話ししましたように、もう20年以上も前に国際理解の教育を進めていく分野の第一歩はまずそこですと主張される研究者もいたぐらいなので、ぜひそういう部分をしっかりと踏まえて、同じものを同じように造っていくのではなくて、少しでも新しい時代の、新しい教育施設を造っていくということで、再度ご提案いただけるとうれしいと思います。

以上です。

田辺教育長

ありがとうございました。

そのほかにございますか。

渡邊委員

これは結構個人的な意見なのですが、校庭と校舎の間が少し空いて、そこをランニングスペースにしていますが、デッドスペースをまとめて校庭につなげたほうが、人の通り道をみんなでランニングするよりは、50メートルも短くならないでしょうから、もう1周多く走ればいいことかなと思います。

わざわざ玄関の前を通過して、車も入ってくる給食室のところをランニングコースにするというよりは、ここのスペースを詰められるのであれば詰めて、そうすればテニスコートが1面分の敷地が取れる可能性もありますので、分散するよりも一つにまとめた形のほうが、効率という意味ではいいのではないかと思います。

建物を法律上こうせざるを得ないとか、そういった制約を受けなければ、やはりデッドスペースをまとめて一つのスペースにしたほうがいいのではないかと思います。

田辺教育長

ありがとうございます。

小林委員

立場は違いますけれども、10年以上前に、私、品川区の学校でこういう新しい校舎の計画に参画したことがあるのですが、やはり後々地域からも保護者からも、子どもからも、こういうスペースがありがたいといった声が聞かれますので、中野区が発信して、いいものを造っていくということを、ぜひ切望いたします。

田辺教育長

いろいろご意見をいただいて、ありがとうございました。

まだ、これから地域での説明会も行わせていただきますので、今後また8月までに教育

委員会の場でも議論させていただきたいというふうに思います。

ほかによろしいですか。ご意見等。

それでは、本報告につきましては、今日のところは終了させていただきます。

続きまして、事務局報告の2番目「オリンピック・パラリンピック教育の推進について」の報告をお願いします。

指導室長

それでは、「オリンピック・パラリンピック教育の推進について」ご報告いたします。

2020年におけるオリンピック・パラリンピック東京大会の開催を契機にいたしまして、本区といたしましてもスポーツ、またオリンピック・パラリンピックの歴史の学習、それから我が国や世界の歴史・文化の学びや交流などによる国際理解等を通しまして、進んで平和な社会の実現に貢献できるグローバル人材の育成を図ることを目的とした教育を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

平成28年度からは、対象を全幼稚園、小学校、中学校といたしまして、「オリンピック・パラリンピック教育推進校」として位置付けてまいります。

特に、重点的に育成する五つの資質ということで、3番に示させていただきました。また、これらの取組については、学習指導要領の目標と内容に照らし合わせまして、各教科の学習内容や活動、それと関連づけて「4つのテーマ」「2つのアクション」という視点の中で、学校では取り組んでいるところでございます。

具体的な内容につきましては、資料1でご説明したいと思っております。

先ほど申しましたように、狙いとしてはグローバル人材の育成を図っていく一つの取組とさせていただきたいということで、グローバル人材ということをつ捉えたときの目指す姿を一番上に示させていただきました。

また、先ほど申しました五つの重点的な視点、育成能力ということで示させていただいているものを中段に書かせていただいて、その下に、それと主に関連する各学校での取組を示させていただいているところでございます。

その中で例示として、資料2を使いまして、簡単にご説明をしたいと思います。

2つのアクションということで申しましたが、「学ぶ」。これは、例えば見るとか調べるといような内容でございます。活動としては、「日本の伝統・文化等の学習」ということで、伝統文化に触れたり、また日本食も含めた、日本の伝統文化等について学ぶ、知るといような活動や、オリンピック・パラリンピック教育ということで、参加国の文化等の

学習を、総合学習の時間や、社会科の外国の国調べ等の中で進めているところがございます。

裏面をごらんいただきまして、「行う」というところには、実際に自分が行う部分と、また、支えるという部分を入れさせていただきました。具体的には、アスリート等との交流ということで、スポーツで非常に優秀な成績をおさめている方々、もしくはオリンピックやパラリンピアンを招へいして、具体的にお話を聞いたり、また指導していただいたりというような機会を捉えています。

また、外国人との交流ということで、大学連携も含めまして、地域または大学にいらっしゃる外国人の方に学校に来ていただいて、文化のお話ですとか、また外国での遊びなどを紹介していただき、子どもたちは日本の文化等を紹介する。そのような活動を進めているところがございます。

最後に、スポーツに親しむという部分では、体力の向上というのもひとつの機会になるかと思えます。体力向上と絡めまして、運動の日常化や習慣化ということで、各校で、例えば縄跳びですとかマラソン集会ですとか、それから学校によってはフィールドアスレチックのような内容でイベントを組みまして、子どもたちの興味、関心を高めるような取組などを進めているところがございます。

ご報告は以上です。

田辺教育長

ありがとうございます。

それでは、各委員からご質問等の発言がありましたらお願いいたします。

田中委員

きめ細かく計画を作っていただいて、ありがとうございます。

これは各学校がこの中から幾つかを選んで取り組んでいくということなのですか。それとも、幅広くいろいろな場面で、こういったことを取り上げていくということなのでしょうか。

指導室長

基本的には、やはりどの教育活動も、現段階で学校の中で取り組まれている内容がほとんどですので、これらの取り組みを通しながら、特に学校として重点化を図りながら取り組んでいくということがございます。

田中委員

前にもお話ししたのですけれども、オリンピック憲章の中でスポーツと文化と教育との融合を図るとというのが、オリンピックの一番の目的です。オリンピック・パラリンピック教育を推進するときに、子どもたちにオリンピックとこの学習が、どのような形で結びついているのかということを確認にしていくのでしょうか。

指導室長

オリンピック・パラリンピック教育の推進といいましても、常にオリンピック・パラリンピック教育が前面に出ているということではございませんので、先ほど申しましたように、グローバル人材の育成という狙いを踏まえながら、教員がどのような資質・能力を育てたいのか、例えば、オリンピックの精神なのか、オリンピックにかかわるスポーツなのか、文化なのか、環境なのか。そういう視点と、具体的に支えるのか、学ぶのかというようところで学習の中での関連性を簡単に示し、もしくは、重点的に示すことで、オリンピック・パラリンピック教育と学習の結びつきを、意識させたいと考えています。

田中委員

わかりました。

田辺教育長

よろしいですか。ほかにございますか。

小林委員

非常にしっかりとした計画というか、内容になっていると思います。

ただ1点、私は大事なことは、各学校の特色に応じて、これを総花的にやるのではなく、特化していくことだと思います。

ですから、各学校でここの部分に力を入れるのだということが、私はあっていいかなと思っています。

それからもう一つは、アスリート等との交流活動があります。これはこれでももちろんいい一つの事例だと思うのですが、私がぜひ勧めたいことは、アスリート等との交流のときに、技を学ぶというのですか、そういうことが多くなると思うのですが、夢を持つこととか、努力することとかそういったことを学んでほしいと思います。こういったトップアスリートは、どん底からはい上がって、苦しい思いをしながら栄冠を勝ち得た人が多いと思うのです。

ですからその辺りをぜひ、技もそうなのですが、どちらかという心も伝えてもらうような、心を学ぶような、交流活動を進めていただければうれしいと思っています。

以上です。

田辺教育長

ありがとうございます。

渡邊委員

今回、東京でオリンピックが開かれるということは、私たちにとってビッグなチャンスが訪れている。学校の現場でも、つかみとしてオリンピック・パラリンピックという大きなイベントがあると、子どもたちが非常に興味を持って、学校の方に目を向けてもらえる。こんなチャンスは滅多にないことだろうと思いますので、このチャンスを大切にしないといけないと思います。

この資料の中でオリンピック・パラリンピック教育の推進に向けた取組について十二分に網羅されているのではないかと考えております。ただ、自己の確立という表現が、若干わかりにくく、どのようにして自己の確立をしていくのでしょうか。

入っていてうれしかったのは、「耐力」という言葉です。こういった言葉は今まであまり見なかったのですけれども、最後まで頑張り抜く力とか、そういったものを表現していただいたのだらうと思うのですけれども、意外に一番大切なのは忍耐力なのかなと思います。

最後までやり抜く力、耐える力というのは、色んな資料を見させていただいた中で、初めて見たので、とてもうれしく感じております。

それで、小林委員も申し上げていたように、やはり、ある程度何か一つを中心的にやったほうがより深く入って行って、より興味をつかめる可能性があるのではないかと思います。

コミュニケーション能力や、表現力、プレゼンテーション能力を上げようとか、みんなで日本文化を調べて、日本を紹介できるようにしようとか、そういうような形が各学校の取組の中にあってもいいのではないかと感じています。ぜひこの機会を大事にしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それで、もう1点だけなのですけれども、「ボランティア活動への取組」と書いているのですけれども、今の教育課程の中でのボランティア活動というのは、中学校では見たことがあるのですけれども、小学校の教育課程の中にもあるのでしょうか。

指導室長

単純に、ボランティア活動そのものを題材にするということではないのですが、地域とともに生きるというような視点に立ったときに、例えば、特別活動等でそのような活動を

取り上げたり、また、中学校では生徒会活動などで取り上げたりするなど、小学校では児童会活動になりますが、そのような形で子どもたちは支え合う、協働の気持ちを学んだり、実践したりしているところです。

渡邊委員

ありがとうございます。

あと気づいたのですけれども、食について資料2のほうで、「いい日本食」というので「和食の日」ということがありますけれども、こういったときに、学校給食の中に各国の食事などを出せたらいいなと思っているのですけれども、実現できるでしょうか。

指導室長

各校での工夫にはなっているのですが、外国のメニューを提供するようなことも、実際、試みられておりますので、今は日本食を取り上げましたけれども、併せてそういう、食の文化も子どもたちに啓発していきたい、触れさせていきたいというふうに思っています。

渡邊委員

ありがとうございます。よろしく願いいたします。

田辺教育長

よろしいですか。

ほかにございますか。よろしいですか。

それでは、これにつきましては終了させていただきます。

続いて、事務局報告の3番目「平成27年度中野区子ども家庭支援センター相談実績等について」の報告をお願いします。

副参事（子ども家庭支援センター所長）

私のほうから資料に基づきまして、「平成27年度中野区子ども家庭支援センター相談実績等」ということで、ご報告をさせていただきます。

子ども家庭支援センターでは虐待を初め、様々なお子さん、あるいは家庭に関する専門的な支援が必要な方たちへの相談を受け付けているところです。

1番目の「児童家庭相談（新規受理）」の実績でございますが、平成27年度児童虐待の件数は485件、平成26年度に比べまして364件の上昇になっております。そして、合計の件数が857件ということで、平成26年度よりも若干多い数字になってございます。

こちらの相談件数ですけれども、これまで経年で増加している傾向はあるのですけれども、中野区だけではなくて、東京都全体でもそういった傾向があります。

虐待自体は、当然、少ないほうがいいわけなのですけれども、こういった通告の件数が増えてきているということには、一方では虐待を相談する窓口が周知されて、細かなことでも区民の方、あるいは関係機関の方が気付いてくださって、通告という形で子ども家庭支援センターに上げてきていただいているというような点もあるのかなというふうに考えております。

2番目の、「児童虐待相談状況」でございます。485件の内訳でございますが、関係機関からの調査という形で入っているのが152件、そして通告という形が333件となっております。区民通告が66件、そして関係機関からの通告が267件となっております。

今回、昨年度と比較しまして100件程度児童虐待の相談も増えておりますけれども、特に関係機関からの通告のところが多く増えておりまして、学校とすこやか福祉センター、こちらの件数が26年度と比較しまして倍近い数になってございます。

児童虐待の相談件数は学校の就学時検診ですとか、あるいはすこやか福祉センターの各乳幼児の検診の機会を捉えまして、未受診の場合などに、子ども家庭支援センターにご連絡をいただいて、きちんと追跡の調査をしていますので、そういったところが未然防止や早期発見という部分でかなり徹底され、件数が多くなっている一つの要因になってございます。

2枚目の裏面をごらんください。こちらにつきましては、平成18年度から昨年度までの児童虐待の状況になってございます。総数につきましては、前年度から継続しているのが97件、そして新規に受理したケースが53件ということで、27年度は150件のケースを継続して年間で見ているような形になっております。

年度末までに終了したケースが78件ということで、今年度当初はこのうち72件を継続ケースとして引き継ぎまして、また新たな通告の対応などを行っている状況です。

(2)、「子どもの状況」ですが、こちらのほうは経年の中で、特に人数が伸びているところではございますが、男女の比については男女とも同じで、大きな特徴はございません。年齢別につきましても、これまでと同じ傾向ではございますが、やはり就学前の部分、そして小学校の低学年の部分というのが多くなってきている状況がございます。

そして虐待の種類ですが、ネグレクト、身体的虐待、心理的虐待、この三つが多くカウントされているところです。中野区の場合には、この三つが、ほぼ3分の1ずつというような形になっておりますが、やはり心理的虐待のほうですと、子どもの面前でのDVですとか、夫婦げんかというところで、警察に通告がいくようなケースも多くなっています。

東京都はそういった通告を児童相談所が受けていますので、全体としては、この心理的虐待のケースが最近、すごく増えているというような状況があるようです。

虐待者の状況につきましては、やはり母親が圧倒的に多い形で、これもこれまでの傾向と大きな変化はございません。

続きまして、3ページ目に、虐待の状況、リスクについて分析したものを載せさせていただいております。(1)のほうは、「虐待対応のうちの養育者のリスク」になっております。複数カウントにはなっておりますが、やはり一番多いのが母子家庭。母子家庭と父子家庭を合わせると相当な数になって、1人親の家庭というのが、かなりリスクの高い状況にあるというのが見てとれるかと思えます。

そのほかに、家事能力の不足であったり、精神的な疾患、発達の理解不足といったところが上位を占めている状況になってございます。

そして(3)ですけれども、今度は養育者ではなく、子ども自身のリスクの部分です。子どものリスクの部分も複数回答ではありますが、母数としては92件ということで、顕著に表れているのが発達の遅れや多動・発達障害の疑いといったところになっております。

ただ、この92件というのは全体の虐待者が200人弱いる中での92件かつ複合した要素になりますので、お子さんにはあまりリスクがないというような方も多くいらっしゃって、逆に言うと保護者の方に何らかのリスクがある場合が多いというような状況が見てとれるかと思えます。

実際に終了した案件ですが、改善したのが48件、そして転出が10件、施設入所等がそのほかの数になってございます。改善といいましても、子ども家庭支援センターとして継続してかかわるケースとしては改善ということになりますので、状況に応じては地域のすこやか福祉センターや地域の方につないで、引き続き見守りをさせていただくような引き継ぎをやりながら、寄り添っていくというような意味での改善ということで捉えております。

報告については以上になります。

田辺教育長

ただいまの報告につきまして、ご質問等ございましたらお願いいたします。

田中委員

この数字だけを見ると確かに増えてはいるのですけれども、逆に、今、報告いただいたように、通告が増えているというのは、それだけ受け皿が広がっているのかなというふう感じて、いいことなのかなと思います。

質問なのですが、子ども家庭支援センターは心理士の方と、一般の職員の方が受け付ける相談と、両方があるのですよね。

副参事（子ども家庭支援センター所長）

子ども家庭支援センターの職員は、基本的に福祉職を中心にしておりますけれども、非常勤で心理の診断ができるような先生方もいらっしゃいますので、最初の相談を受け付けたときに何かそういった専門の方につないだほうが良いような案件については、そちらのほうと一緒に内容を判定しながら、その後のケースワークについて一緒に方針を決めているというような状況です。

田中委員

そういった、例えば専門職の方に繰り返し相談をしたことで、改善というのでしょうか、解決の方向へ向かうというような傾向はあるのでしょうか。

副参事（子ども家庭支援センター所長）

やはり、専門的な見地から、例えばお母様がお子様への接し方について具体的に指導が受けられたりですとか、あるいはお子さんの気持ちをきちんと心理的な診断がつくように聞いたり、ケースワーク業務の中でももちろんいろいろと気にしながらスキルアップはしていくわけなのですが、そういった心理の専門的な見地のある方に入っていくことで、全体として、お子様たちもそうですし、職員のスキルアップにもつながっているのかなとも思っています。

田中委員

これだけの件数を、今、子ども家庭支援センターで受けているのですけれども、実質的にキャパシティーは十分なのですか。

副参事（子ども家庭支援センター所長）

なかなか難しいご質問ですけれども、今のところワーカーが6人おりまして、そのほかにスーパーバイズ的にアドバイスできるような経験のある職員が1人ついて、北部と南部と3人ずつチームを組んでやっております。

十分かと言われると、担当としてはもちろんもっとたくさん、例えば専門職が常勤でいるような状況であればありがたい話ですけれども、今、この件数の中では、緊急な対応のときには、当然、残業がありますけれども、日常的に深夜まで残業しているようなことはありませんので、あとはすこやか福祉センターなどとうまく連携をとりながら、役割分担を図って何とかやっているところです。

田中委員

ぜひ、頑張っていたいただければと思います。

田辺教育長

ご承知かもしれませんが、このたび児童福祉法が改正になって、今後5年以内に児童相談所が特別区でも設置できるというようなことになってきていまして、そういう準備も、今、子ども家庭支援センターで進めているわけですけれども、その中で一番の課題になるのが人材の確保と申しますか、人材の育成ですので、人数的なこともあるのですが、職員のスキルアップということも、今後もやっていきたいと思っています。

ほかにございますか。

小林委員

子どもの人権を擁護するという視点から、この資料は極めて、今後において有効に活用していかなければいけないと思うのですが、一般的に子どものことですので、児童虐待に関しては学校が、または学校の先生たちが発見をするという確率が非常に高いわけですね。

そうしたときに、こうしたものを直接使うかどうかは別としまして、学校や幼稚園や保育園に、適切に資料提供などいろいろな機会をもって、先生方にご理解をいただくという、そういう機会を持つことが今後は大事なかなというふうに思います。

もちろん、学校は常日ごろから子どもの様子を見て、こうした児童虐待に結びついていないかどうかということを見ているとは思いますが、改めてこういう資料を見ることで、日常の取組がしっかりしてくると思いますので、ぜひ単なる資料提供というよりも、何か機会をもって、こういうものを生かせるようなものがあればいいなと思っています。

以上です。

渡邊委員

今、お二方、田中先生と小林先生から総論的なお話をいただいて、そのとおりだと思っているところです。

ただ、児童虐待というのは、数が減ったからよかったですねと解決のできる問題ではなくて、原則、これはゼロを目指さなければいけないという、この精神を忘れてはいけないと思います。しかし、200人弱の虐待者が20人減っていますから1割弱減ってきたということで、素晴らしいことだと思います。

そういった意味で、小林先生がおっしゃったように、やはり今回の児童虐待の件数が減っ

たということについて、何がよかったのかということ进行分析しなければいけないだろうと思うのです。1 ページ目の相談の件数ということでは、家庭からの相談は昨年度よりも実際に増えているわけですので、そういった意味では、虐待する前に相談に行ける機会を十二分に作っていくということがやはりよかったのだと思います。

だから相談件数が増えたということは、社会が悪くなったのではなくて、埋もれている人たちが事前に相談に行けたのではないかと、その辺りの解釈はしっかりとしていかなければいけないのかなと思います。

それと2番目の、児童虐待の相談状況。こちらのほうも、昨年度よりもかなり増えています。158人から267人にですから、かなり増えているという形です。

これは、世間というよりも、社会の目が児童虐待に気付きやすくなったのだらうと思います。その中に特に顕著にあらわれているのが、医療機関からの通告が8件から16件と、これは2倍になっていますし、その他の教育委員会や社会福祉協議会など、教員の見抜く力以外に、医療機関などの見抜く力、そういうものが必要なのだらうと思います。

中野区医師会の中では、必ず児童虐待に対して、児童相談所を呼んで、年に1回は医療機関に対してその状況、また、どういうもので虐待を疑っていくのか、虐待を見つけたときにどうすべきかということをお話しています。

そういう意味では、教員のほうもやっているとは思いますが、必ずやらなければいけないと思います。学校の現場にあっては、年2回ぐらい開催して、少なくとも中野区の教員は必ず受講すると。もし受講できなければ、ほかの学校でやっているときに行っても受講する、それぐらいの態度でなければいけないのではないかなというふうに思います。

私たちが素人ですから、子ども家庭支援センターがどのような観点を持って、どういう取組をすべきかということを、明確な形でご家庭にも配布できるような、そういった資料の作成をしていただきたいと思います。

これは、要望というよりもやっていただかなければ困ります。これは、当然、人権の問題、人間の根本にかかわる問題ですので、ぜひそういった意味では真剣に取り組んでいただきたいと思います。

今までも取り組んでいるのですが、具体的に、見える形で取り組んでいただきたいと感じております。

よろしくお願ひいたします。

田辺教育長

ありがとうございます。

ほかにご発言、ご意見等ございますか。

よろしいですか。

それでは、本報告は終了させていただきます。

そのほかに、事務局から報告事項はございますか。

副参事（子ども教育経営担当）

ございません。

田辺教育長

続いて、事務局から、次回の開催について報告願います。

副参事（子ども教育経営担当）

次回定例会は、7月1日午前10時から、区役所5階の教育委員会室にて開催する予定で
ございます。

以上でございます。

田辺教育長

以上で、本日の日程は全て終了しました。

これをもちまして、教育委員会第15回定例会を閉じます。

ありがとうございました。

午前11時12分閉会